

## 論 説

## ASEAN 共同体の成立と域内経済協力（その1）

西 口 清 勝

〈内容〉

はじめに

## I. 「平和の共同体」としての ASEAN の歩み

1. ASEAN の歩み—「平和の共同体」の構築—
2. TAC（東南アジア友好協力条約）
3. ASEAN 協和宣言 II
4. ASEAN 共同体の成立と「ASEAN 共同体ビジョン2025」
5. 南シナ海をめぐる問題と ASEAN の対応（以上、第64巻第4号）

## II. ASEAN 経済共同体（AEC）の発足— ASEAN 域内経済協力の展開—（以下、第64巻第6号）

1. AEC 発足の経緯
2. AEC スコアカードの問題点
3. AEC の内容
4. AEC の問題点

おわりに

## はじめに

2015年11月22日にマレーシアの首都クアラルンプールで開かれた第27回 ASEAN サミットにおいて、ASEAN 共同体（ASEAN Community）を同年末に設立することが宣言された（「ASEAN 共同体の成立に関するクアラルンプール宣言<sup>1)</sup>」）。2015年の議長国として同サミットを取り仕切ったマレーシアのナジブ首相は、ASEAN が成立した1967年から48年後の今年 [2015年] ASEAN 共同体を設立させることにより、この地域 [東南アジア] の多様な人種や宗教、文化等のグループを結びつけることができた。それが、ASEAN 市民の間に無形の絆があることを認識させてくれた。我々は、ASEAN 共同体が経済問題を超えたものであることを知っている。我々は ASEAN 成立の父たちの期待を凌駕した。何故なら多様性の中に力を見出したからである。我々は、「政治的に団結し (politically cohesive)」、 「経済的に統合され (economically integrated)」、 「社会的に責任ある (socially responsible)」、 「真に人民指向、人民中心で法に則った (a truly people-oriented, people-centered and rule-based)<sup>2)</sup>」 ASEAN 共同体を実現させた、とその歴史的意義を語った。

ASEAN 共同体は、ASEAN 政治安全保障共同体、ASEAN 経済共同体、および ASEAN 社会

文化共同体の3つの共同体から構成されている。本稿では ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community, 以下 AEC と略す) を中心にしてその発足の経緯, 内容, 問題点や役割等について検討する。しかし, ASEAN が3つの共同体を以って構成されていることに鑑み, AEC の検討に入る前に ASEAN の歩みとその基本的な性格——一言で表現すれば「平和の共同体」——について論じたいと思う。

## I. 「平和の共同体」としての ASEAN の歩み

### 1. ASEAN の歩み—「平和の共同体」の構築—

ASEAN は, 冷戦とヴェトナム戦争の最中の1967年8月8日に「バンコク宣言」によって誕生した東南アジアの地域協力機構である。当初の加盟国は, インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポールおよびタイの5カ国であった。ASEAN はこのように「成立条約」を持たずに発足したのであって, その最初の9年間の活動は低調なものであった。転機となったのは1975年4月30日のサイゴン陥落によるヴェトナム戦争の終結とインドシナ3国 (カンボジア, ラオス, ヴェトナム) に社会主義政権が成立したのを受けて反共連合としての ASEAN が, 1976年2月にインドネシアのバリ島で開いた第1回 ASEAN サミットが地域協力機構としての ASEAN の実質的な出発点となった。この第1回 ASEAN サミットにおいて ASEAN の基本的な性格を規定する重要な2つの文書, すなわち1)「東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, 以下, TAC と略す) と2)「ASEAN 協和宣言」(ASEAN Concord, Bali Concord と呼ばれる) を採択した。なかでも前者 (TAC) は重要であるので, その主要内容について述べておきたい。

### 2. TAC (東南アジア友好協力条約)

TAC が締結される背景には, ヴェトナム戦争後の東南アジア地域における永続的平和と安全を確保するための方法およびそのための地域協力のあり方についての法的枠組みの必要性が提唱された<sup>3)</sup>ということがある。また, すでにふれたように「成立条約」を有しない ASEAN 加盟国にとって TAC は相互の友好関係に法的基礎を与える基本文書と認識されており, ASEAN 加盟国はこの条約を東南アジアにおいて友好協力関係を構築するためのコミットメントを象徴する文書として政治的に重視してきているのである。<sup>4)</sup>

TAC の主要内容は以下の通りである。<sup>5)</sup>

- 1) TAC はその前文で, 国連憲章や1955年にインドネシアのバンドンで開かれたアジア・アフリカ会議で採択された「バンドン10原則」の精神と原則に適合する形でこの条約が作られていることを明記している。
- 2) 第1条 (目的) では, 「締約国の強化, 連帯および関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和, 永遠の友好および協力を促進することを目的とする」と定めている。
- 3) 第2条 (原則) では, 次の基本原則を指針とするとしている。
  - a. すべての国の独立, 主権, 平等, 領土保全および主体性の尊重

- b. すべての国が外部から干渉され、転覆されまたは強制されることなく国家として存在する権利
  - c. 相互の国内問題への不干渉
  - d. 意見の相違または紛争の平和的手段による解決
  - e. 武力による威嚇または武力の行使の放棄
  - f. 締約国の効果的な協力
- 4) 第6条（経済協力）では、「締約国は、東南アジア諸国の繁栄したおよび平和の共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する」と定めている。
- 5) 第7条（経済協力）では、「締約国は、社会正義を実現しおよび地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する」と定めている。
- 6) 第8条（社会・文化等の協力）では、「締約国は、広範な規模で最も緊密な協力を達成するよう努め、また、社会、文化、技術、科学および行政の分野における訓練および研究的手段によって相互の援助を提供するように努める」と定めている。
- 7) 第4章「紛争の平和的解決」は第13条から第17条までを包含するが、紛争の平和的解決について詳細に述べている。なかでも第13条では、「締約国は、紛争が発生することを防ぐための決意および誠意を有するものとする。締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和および調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇または武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する」と定めている。

このように TAC が目指しているのは東南アジアに平和の共同体を構築することであり、そのためには経済協力と社会・文化等の協力が必要であるということである。ここに、ASEAN 共同体が「政治・安全保障」、「経済」および「社会・文化」の3つの共同体から構成されることとなる橋頭保が見られる。

### 3. ASEAN 協和宣言 II<sup>6)</sup>

ASEAN 共同体を2020年までに構築する（後に2015年に前倒しする）ことを決定したのは、2003年にインドネシアのバリ島で開かれた第9回 ASEAN サミットの「ASEAN 協和宣言 II（ASEAN Concord II. Bali Concord II とも呼ばれる）」であった。

ASEAN 協和宣言 II では、ASEAN 共同体は「政治・安全保障」、「経済」および「社会・文化」という3つの柱による協力から構成される。これらは緊密に組み合わせられ、永続的な平和、安定および地域で共有された繁栄の目的のために相互に再強化するものである、と述べると共に国連憲章や「バンドン10原則」の精神と原則を盛り込んだ TAC に言及し ASEAN 共同体の構築は平和の共同体を構築することに他ならないことを強調している。

### 4. ASEAN 共同体の成立と「ASEAN 共同体ビジョン2025」

2015年に ASEAN の成立を宣言した前出の「クアラルンプール宣言」は、TAC とその他 ASEAN が有する主要な手段を用いて平和で安定的な地域を維持することが ASEAN 共同体の構築に貢献する意義を確認している。同「宣言」と共に提出された「ASEAN 共同体ビジョン

2025<sup>7)</sup>」は、ASEAN が目指すものは TAC に基づき繁栄を共有した統合され平和で安定的な共同体であり、ASEAN 共同体は不和や紛争を武力の行使を慎み平和的な紛争解決のためのメカニズムを採用することを含む平和的手段で解決する地域である、と述べている。

以上のように、ASEAN は一貫して「平和の共同体」の構築を目指してきているのである。それのみならず、TAC の最初の締約国は ASEAN の原加盟 5 カ国であったが、その後 ASEAN10 カ国は無論のこと、域外の主要諸国（日本、米国、EU、中国、インド、韓国、等）を含めて現在 28 国・地域が加盟しており平和の環を世界に拡大してきている意義は大きいといえよう。

## 5. 南シナ海をめぐる問題と ASEAN の対応

代表的な東南アジア動向年報である『東南アジア事情（2015年版）』の巻頭論文「激動の時代に安定を求めて：東南アジアの新常態とは何か<sup>8)</sup>」は2014年の東南アジアが激動の時代に入っていると見て、①中国の台頭と南シナ海をめぐる問題と②米国のリバランス政策（それは TPP の問題と密接に関係している）に着目していた。この2つの問題は2015年に入るとさらに大きな展開を見せることになった。後者の問題は本稿の末尾で取り上げるが、ここでは前者の南シナ海をめぐる問題に着目しよう。

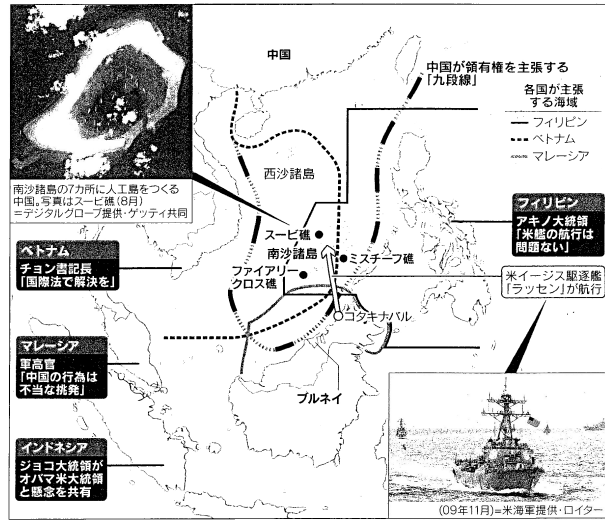
2015年に入ると南シナ海をめぐる問題について米中間の対立と緊張が一層高まってきた。2015年9月25日にホワイトハウスで、オバマ米大統領と習近平国家主席との間で米中のトップ会談が行われた。オバマ大統領が南シナ海の岩礁で中国が進める埋め立てや軍事施設の建設に重大な懸念を伝え、航海・航空の自由を確保するよう念押ししたのに対して、習国家主席は中国の主権の範囲内の活動だとの従来の主張を繰り返し、議論は平行線に終わった<sup>9)</sup>。2015年10月26日に、米海軍はイージス駆逐艦を中国が南シナ海の南沙（スプラトリー）諸島で領有権を主張する人工島から12カイリ内に進入させ、航行の自由を行動で示す作戦を行った。図表1「中国の埋め立てで緊迫する南シナ海」は、この間の米中の対立と ASEAN 諸国内で南シナ海の領有権を主張する4カ国（フィリピン、ヴェトナム、マレーシア、ブルネイ）の中の3カ国の対応と ASEAN 域内の「大国」であるインドネシアのスタンスとを示している。

ASEAN は、マレーシアのクアラルンプールで、2015年11月4日に ASEAN 拡大国防相会議を開いた。が、共同宣言で南シナ海問題に触れるか否かで米中が対立し、共同宣言の採択が見送られる異例の事態になった。代わりに議長国マレーシアが発表した議長声明でも、南シナ海の中国の「埋め立て」や米国の「航行の自由」について触れることがなかった<sup>11)</sup>。

図表2「南シナ海問題をめぐる中国・米国との距離感」が示すように、南シナ海の領有権問題に関して ASEAN 内には、すでにふれたように領有権の主張する国が4カ国（フィリピン、ヴェトナム、マレーシア、ブルネイ）、中立的でバランス重視の国が4カ国（ミャンマー、インドネシア、タイ、シンガポール）、および中国の経済的影響力の強い国が2カ国（カンボジア、ラオス）、と立場が分かれている。ASEAN の意思決定は全会一致が原則であるので、ASEAN 加盟国間に足並みの乱れがあり ASEAN 共同体として統一的な対策を出せるかどうか不透明な現状になっている、と現地からの報道は伝えて<sup>12)</sup>いる。

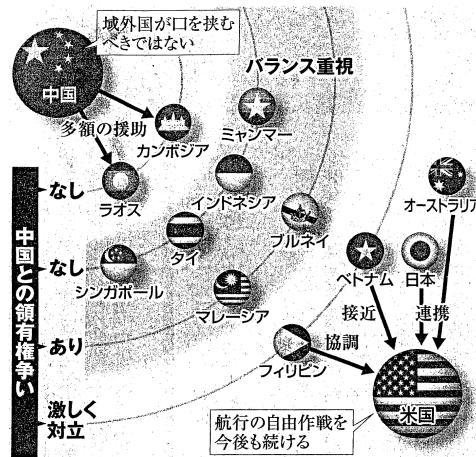
2015年11月22日に、マレーシアのクアラルンプールで開かれた第10回東アジアサミットでも南シナ海の問題をめぐる米中が激しく対立した。決裂を回避するために国際法に基づき問題を解

図表 1 : 中国の埋め立てで緊迫する南シナ海



(出所) 『日本経済新聞』2015年11月5日付け。

図表 2 : 南シナ海問題をめぐる中国・米国との距離感



(出所) 『朝日新聞』2015年11月5日付け。

決する方針を確認したが、問題を先送りにしたに過ぎない。ここでも ASEAN 各国の歩調は乱れている、と報じられた。<sup>13)</sup>

中国は「域外国が口を挟むべきではない」と米国に反論すると共に領有権を主張するため独自の「九段線」を引いた上で、領有権を主張する ASEAN 4 カ国とは二国間交渉に持ち込もうとしている。無論、問題の解決は容易ではない。しかし、今 ASEAN に求められていることは問題の平和的な解決のために ASEAN10カ国が協力を強め、かつ米中間の軍事的緊張を緩和するため努力を惜しまないことである。それこそが「平和の共同体」の構築を目指してきた ASEAN の使命であろう。<sup>14)</sup> というのも、冒頭で取り上げたナジブ首相が、アジアにおけるバルカン半島として東南アジアは分離主義と紛争の震源地であり続けるものと思われていた。今では ASEAN は

紛争の平和的解決のグローバルな中心地のひとつになった。戦争があったところに平和をもたらし、極度の貧困と困難があったところに救いの手を差し伸べ、分裂と不安のあったところに団結と安定をもたらした、と言及しているのだから。<sup>15)</sup>

東南アジアは、冷戦の谷間に置かれ戦後間もない時期から1975年のインドシナ戦争の終結まで30年もの長い期間激しい戦闘が繰り返された戦場であった。インドシナ戦争の終結後も、カンボジアのポルポト政権による国境侵犯に反撃する形でヴェトナム軍のカンボジア駐留が始まり（1978年）、ポルポト政権を支持する中国とヴェトナムとの間で戦闘が生じた（中越戦争、1978年）。1988年にタイのチャチャイ首相（当時）が「インドシナ半島を戦場から市場へ」と呼びかけた頃から東南アジアをめぐる情勢は歴史的に大きく転換する。即ち、冷戦の終結（1989-1991年）、ヴェトナム軍のカンボジアからの全面撤退（1989年）と中越国交正常化（1991年）、UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）による和平交渉（1993年）、米越国交正常化（1995年）、等がそれであり、インドシナ戦争や冷戦下では想像も出来なかった社会主義を掲げるヴェトナムをはじめとするCLMVの4カ国がASEANに加盟した—ヴェトナム（1995年）、ラオスとミャンマー（1997年）、カンボジア（1999年）—のであり、戦争と紛争に明け暮れていた地域がやっと「平和の配当」を受け取ることができたのである。こうして、1990年代後半にASEANは10カ国の体制になり、2003年にASEAN共同体を構築することを宣言し、2015年にそれを成立させることに成功した。これまで長期の戦争や紛争の苦しい経験を経てそれから平和の尊さと教訓を学んできたASEANは、南シナ海をめぐる問題についてもその平和的な解決の道を切り拓いて行くものと期待される。

#### 注

- 1) ASEAN Secretariat, 2015 Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Community, 22 November, 2015, Kuala Lumpur, Malaysia.
- 2) *New Straits Times*, November 23, 2015.
- 3) 外務省「東南アジアにおける友好協力条約の説明書」, 2004年3月, 1頁。
- 4) 外務省「東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書について」, 2012年6月。
- 5) ASEAN Secretariat, 1976 Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, 24 February, 1976, Jakarta, Indonesia.
- 6) ASEAN Secretariat, Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II), 7 October, 2003, Jakarta, Indonesia.
- 7) ASEAN Secretariat, ASEAN Community Vision 2025, 22 November, 2015, Jakarta, Indonesia.
- 8) See Seng Tan and Oleg Korovin “Seeking Stability in Turbulent Times: Southeast Asia’s New Normal?”, in Daijit Singh (ed.), *Southeast Asian Affairs 2015*, 2015, ISEAS, Singapore.
- 9) 『日本経済新聞』2015年9月26日付夕刊。
- 10) 『朝日新聞』2015年10月28日付。
- 11) 『朝日新聞』2015年11月5日付。
- 12) 同上。
- 13) 『日本経済新聞』2015年11月23日付け。
- 14) 2008年から2012年まで期間ASEANの事務局長を務めたスリン・ピッツワン（Surin Pitsuwan）は南シナ海をめぐる問題でインタビューに答え、「ASEANはこの問題で連帯する必要がある。ASEANは分裂しているかのように見られるわけには行かない」とASEAN諸国の協力の強化が必要であると説いている。Insider View: Dr. Surin Pitsuwan, *ASEAN Focus*, December 2015/January 2016,

ASEAN Studies Centre at ISEAS, Singapore.

15) *New Straits Times*, November 23, 2015.